

●実は複雑な給与計算



只今、新規顧問先の給与計算を行う為に必要な登録作業を行っています。  
新規受託の場合、まずは企業、従業員情報から給与計算ソフトに登録しますが、所属する従業員の人数によっても、それに対する稼働時間が変わってきます。今回の受託先は100名を超える従業員様がおりますので、登録作業にもそれなりの時間を要します。しかしここで活躍するのが、「関数」です。エクセルを使用し、登録作業を進める場合、関数を知っているか知らないかでは、その後の作業の進行が大きく変わってきます。また正確な関数を用いることで、入力ミスを防ぐことも可能です。もちろん自分の目で、最終確認することも忘れてはなりません。登録作業はこうした、とても地道な作業なんです（笑）

また、「給与計算なんて、だいたいどの企業も同じなんじゃない？」と思われる方も多いかもしれませんが、企業によって給与の支給項目、控除項目名や計算方法も変わってきます。交通費も現物で支給していたり、または6ヶ月分まとめて交通費を支給していたりと本当に様々です。これらの点をきちんと整理し把握しておかないと、後々ともない失敗をしてしまう原因になってしまいます。

今回の新規顧問先の登録作業を進めるにあたり、今後の重要課題になるなと感じたのは、今使っている給与計算ソフトの機能をしっかりと理解すること、そしてなによりエクセルの「関数」を最大限に活用することです。現状は簡単な関数しか理解できておらず、複雑な関数の数式を見ると頭を抱えてしまいましたが、活用できるようになることで、業務の効率化UPはもちろんのこと、業務の幅も広がるのではないかと思います。

10月から早いもので入社6ヶ月目に突入しますが、初心を忘れず日々勉強していきたいです。

ぶらりゆらり大人の休日

●便利グッズあれこれ「計量味噌マドラー」

最近、「え！？こんなものまで？」というほど、さまざまな便利グッズがあります。便利グッズなので、もちろん時間短縮できたり、面倒な動作等が減っていくモノと思われがちですが、中にはそんなこと普通にやったほうが早いのではないかなと思われるモノもあります。私達はどんどん便利になっていくモノの中で、本当に必要で便利なモノを見つけることが求められます。

そこで今回は、私が「これは本当に便利で助かる！」と思ったものをご紹介します。

それは「計量味噌マドラー」という商品です。例えば、お味噌汁を作るときには、別の器に味噌を入れて熱い出汁を少量入れて溶き混ぜてから、また味噌汁のお鍋に戻したり、味噌漉し器を使って味噌を溶き入れる等の方法をされている方が多いと思いますが、こちらの商品は、これひとつで代用できます。



マドラーの上下に小さい泡だて器のようなものがついています。少し大きいほうが大きさ2、小さいほうが

大きさ1の分量ですので、いちいち計量スプーンで量る必要ありません。しかも、お味噌に入れて、クルッと一回点するだけで簡単にその分量が取れます。そして、そのままお味噌汁に溶き混ぜたり、お味噌を使った和え物の作る時にも、他の調味料と一緒に溶き混ぜることができます。つまり、洗いのものが減るので、主婦にとって強い味方です。

この泡だて器の部分、しっかりとした作りになっているので、簡単な泡だて器の代用にもなります。また、小ぶりなのでスプーンなどを保管している引き出しにしまうこともできます。



\*写真はすべてお借りしたものです

先日、結婚した友人に、台所用品でオススメのものが欲しいと希望があったので、使いやすいフライパンと共にこの計量味噌マドラーを贈りましたが、毎日お味噌汁を作る彼女にはとても好評でした。皆様も、自分の生活に寄り添った便利なアイデアグッズを探してみてくださいませんか。



Member's Voice 「麴を使った調味料」

皆さん、こんにちは。スタッフの佐野です。

早いもので、入社してから5ヶ月が経ちました。月日の流れというもの、年齢を重ねるにつれ、毎年早くなっているような気がするの私だけでしょうか？この様子ですと、あっという間に2017年を迎えそうです。

前置きはさておき、皆さん「塩麴」をご存知でしょうか？少し前にちょっとしたブームにもなりました。

塩麴とは、麴と塩を混ぜ合わせ、そこに水を加えて醗酵・熟成させた、日本の伝統的な調味料です。

ではなぜ塩麴の話なのかといいますと、私は甘酒が好きで、市販されている「麴」で甘酒を作ることがたまにあります。ですが今回は季節的に甘酒ではなく、あえて塩麴作りに挑戦してみました。

作り方は本当に驚くほどシンプルで簡単でした。麴と塩を混ぜ合わせ、水を加えるだけ。1日1回、混ぜ合わせるのを忘れなければ良いぐらいでしょうか。水の代わりに「醤油」を使うと、「醤油麴」にもなるそうです。

完成した塩麴にお肉を漬けておくと、柔らかくなりとても美味しかったです。ぜひお試し下さい。



【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 社会保険の適用拡大
- ・ ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・ 経営者のための「9つの力」「労務管理力④」
- ・ 新入社員の奮闘記「実は複雑な給与計算」
- ・ ぶらりゆらり大人の休日「便利グッズあれこれ」
- ・ Member's Voice 「麴を使った調味料」

飛行機SHOP (2016.5.5)

とあるまどろみの午後、飛行機とヘリコプターが飛んでいるところをパシャリ！約6,500万年前に恐竜が絶滅し、約1,000万年前にサルが2本の足で直立しヒトになりました。そして約100年前にヒトは、ついに飛行機による有人動力飛行を成功させました。サルからヒトに進化した私たち、一体次はどのように進化できるのでしょうか。その答えは飛行機だけが知っているのです。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所  
相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

10月より短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が拡大します。新基準は、当面、大規模企業のみが対象となりますが、将来的に中小規模企業へも促進されることが見込まれます。具体的な適用基準をおさえつつ、加入によって影響を及ぼす事項を検証してみたいと思います。

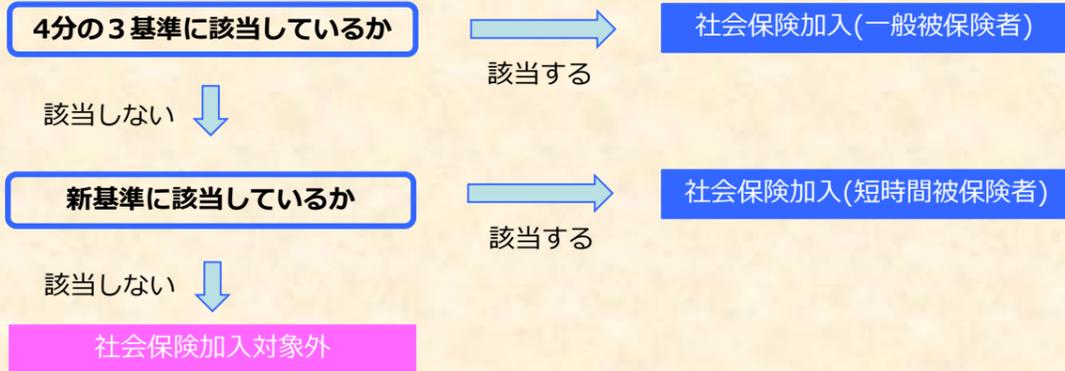
## ●従来の適用基準について

今までの社会保険の適用基準は、俗に「4分の3ルール」と呼ばれるもので判定されてきました。すなわち「1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が、正社員と比べて4分の3以上」であれば加入の対象となるものです。実はこの基準、行政機関内部での伝達文書（“内かん”といいます）によるものでした。これが10月1日より健康保険法・厚生年金保険法に明文化されることになり、行政上の基準から法令上の基準に明確化されます。

改正前(内かん) 1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が、正社員と比べて4分の3以上	改正後(法令) 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が、正社員と比べて4分の3以上
---	---

## ●10月からの新基準について

10月からは、まず原則の4分の3基準に該当するかどうかを判定して、外れる場合に新基準により加入対象となるのかをみる「二段構え」の取扱となります。



## 10月からの新基準

基準項目	備考
1. 週の所定労働時間が20時間以上	残業等の時間を除く契約上の時間。年単位や月単位で時間を定めている場合は週平均に換算
2. 1年以上の雇用される見込みがある	契約期間が1年未満でも更新の明示等があれば該当
3. 報酬月額が88,000円以上	賞与、時間外手当、通勤手当、家族手当等を除いた金額で判定
4. 学生でない	夜間や定時制の学生等は該当
5. 一般被保険者が常時500人超の企業	法人の場合、同一法人での人数で判定

## ●問答有用Q&A 【Q】新たに社会保険に加入した場合、必要な手続きや考えられる事態は何ですか？

【A】新たに社会保険に加入する短時間社員に対して加入手続きが発生します。現在自身で加入している医療保険(国民健康保険や健康保険被扶養者)の脱退手続きが必要です。(年金は加入手続き時に切り替わる) 新加入の社員が老齢年金を受けている場合には、給与と年金の調整(在職年金)が発生します。厚生年金(報酬比例部分)との調整のため、新基準による加入者

が年金を停止されるケースは限られると思われ。一方、遺族年金を受けている場合、社会保険に加入することにより、将来受ける自身の老齢年金との調整の問題があります。老齢年金の権利が発生したとき、65歳未満であれば遺族年金と有利なほうを選択します。65歳以上であれば老齢年金が優先支給され、遺族年金のほうが高い場合には、その差額が支給されます。

登場人物

おじいさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。

シロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおじいさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

## ●井の中のネコ、大海を知る。

おじ「Good morning, Mr.Siro！」  
 シロ「Good morning, grandfather！」  
 おじ「違う！違おう！『グッド モーニング』じゃなくて『グッモーニン』じゃ！シロは一つ一つの単語の発音にとらわれすぎなんじゃ！スムーズに音が流れていくようなイメージで、口の中の後ろの喉に近いところを響かせて発音するのじゃ！さあ、もう一回！」  
 シロ「Good morning! 『グッモーニン!』」  
 おじ「おおっ！…まるでネイティブのような綺麗な発音じゃ…シロ！英語がだいぶ板についてきたな！」  
 シロ「Thanks! But I'm still learning! (ありがとう！でも僕なんてまだまだだよ!)」  
 おじ「いやいや、そんなことはないぞ！この分なら来週からのアメリカ出張も問題なさそうじゃな！」  
 シロ「I hope so... (そうだといいけどね...)」  
 おじ「今回のように短期で海外出張する場合は当てはまらんが、本格的に海外転勤や海外出向することになったら、社会保険や労働保険の取扱いに気をつけねばならんぞ。」  
 シロ「Oh, really? (へえ、そうなんだ?)」  
 おじ「今回はページの都合上、社会保険だけに絞って簡単に話すが、もし給与の全額を海外の会社から受けるようになった場合などは、日本の会社とは使用関係がなくなるとみなされて社会保険を抜かねばならんから要注意じゃ。」

シロ「Wow! (ワオ！そりゃ大変だ！けど海外で働いていても日本の会社と使用関係が継続して社会保険に加入したまままだとして、海外で病院にかかったら保険証は使えるの?)」  
 おじ「使えん！一旦全額払いして、あとから申請して自己負担の3割を超えた部分の払い戻しを受けるのじゃ。」  
 シロ「Boo! Boo! (ニヤー！ニヤー！そりゃ面倒だね!)」  
 おじ「介護保険は日本に住所があるのが加入の要件なので、住民票を抜けば、介護保険を抜くこともできるのじゃ。」  
 シロ「This maguro tastes so good! (へえ、なるほど)」  
 おじ「最後に年金じゃが、海外赴任の場合、原則としてその国のルールで年金の加入義務があるところが多い。しかし使用関係が継続していれば日本の年金にも加入せねばならんから、日本と海外の2つの年金に加入するという問題が出てくる。そのため『社会保障協定』という2国間の協定を結んでいる国に5年以内で赴任する場合に限り、その国の年金への加入は免除され、日本の年金にのみ加入すればよいのじゃ。(現在、日本と協定を結んでいる国は16カ国。)」  
 シロ「Great!! Sushi Tenpura Geisha Fujiyama Harakiri Samurai! (さすがおじいさん！何でも知ってるね!)」  
 おじ「こらこら！さっきから英語と翻訳が全然合っていないぞ！もうよい…シロ、最後に英語でピシッと締めなさい！」  
 シロ「OK! Goodbye, everyone! See you next month! (それでは皆さん、また来月お会いしましょう!)」

## 経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

### ●労務管理力④ 「これからの高齢者雇用」

今後の高齢者率の増加と、労働力率を考えると、高齢者雇用は喫緊の問題となるのはご承知の通りかと思えます。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年には65歳以上が30%、2060年には40%になると試算されていることを考えても、大きなポイントとなってくるでしょう。

来年の雇用保険法の改正でも、65歳以上の方の雇用保険適用拡大があります。今後の労働力人口減を見据えて、また高齢者の雇用拡大も視野に入れた改正となっています。

現在は、65歳より前から雇用されている方については、そのまま雇用保険の被保険者を継続することができましたが、新たに65歳を超えて被保険者になる方のみ除外されていました。

これは、かつて65歳以上の方が新たに仕事に就くと

考えられることが少なく、引退モードの方は除外しても問題ないだろうという趣旨から決められていました。しかし、高齢者雇用安定法の改正により65歳までの雇用継続がほぼ義務化され、その後もケースによっては仕事を継続する方が増えてきたことも要因の一つです。こういった、高齢者の方に第一線で働いていただくためのモチベーションの維持も企業にとっては重要になります。

多くの企業では、60歳定年後の再雇用において、いきなり賃金を下げて雇用を継続する傾向にありますが、この方法論も見直さなければならなくなるでしょう。

もちろん、働くことができることで、健康を維持できるという方も多いとは思いますが、精神面でのモチベーションを維持できるようしたいものです。